

独占禁止懇話会第231回会合議事録

1. 日時 令和7年11月7日（金）13：59～16：00

2. 場所 対面とオンラインの併用開催

3. 出席者

【会員】柳川会長、依田会員、及川会員、大野会員、角元会員、鹿野会員、木村会員、河野会員、佐藤会員、柴田会員、白石会員、竹川会員、武田（邦）会員、田中会員、多村会員、野原会員、福園会員、細田会員、水上会員、森会員、山下会員、由布会員、吉田会員、若林会員

【公正取引委員会】茶谷委員長、青木委員、泉水委員、吉田委員

【公正取引委員会事務局】

岩成事務総長、塚田官房総括審議官、藤井官房政策立案総括審議官、佐久間官房デジタル・国際総括審議官、深町官房審議官（企業結合担当）、向井官房審議官（取引適正化担当）、天田官房総務課長、大胡経済取引局長、岩下経済取引局総務課長、原取引部長、片岡取引調査室長、小林フリーランス取引適正化室長、柴山企業取引課長、藤谷下請取引調査室長、品川審査局長、横手管理企画課長

4. 議題 ○ 令和6年度及び令和7年度上半期における独占禁止法違反事件の処理状況

○ 令和6年度及び令和7年度上半期における取引適正化に向けた取組（下請法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等）

○ 実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針

○大胡経済取引局長 失礼いたします。経済取引局長の大胡でございます。

定刻となりましたので、第231回独占禁止懇話会を開会いたします。

独占禁止懇話会の会員の任期は3年となっておりますが、本年8月に第

18期会員の任期が終了しまして、会員の改選が行われ、本年10月より第19期がスタートしております。そのため、本日が第19期としての第1回会合となります。

ここで、新旧会員の御紹介をさせていただきます。

まず、第18期をもって退任されたのは、主婦連合会参与の有田会員、追手門学院大学法学部教授の川濱会員、早稲田大学名誉教授の土田会員、日本生活協同組合連合会常務理事の二村会員、株式会社読売新聞東京本社論説委員の宮崎会員、アフラック生命保険株式会社代表取締役会長のレイク会員の6名になります。いずれの皆様にも大変御尽力いただきました。どうもありがとうございました。

次に、第19期から新たに7名の方をお迎えすることになりまして、五十音順に御紹介いたします。

主婦連合会常任幹事の木村たま代様でございます。

○木村会員 御紹介ありがとうございます。主婦連合会の木村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○大胡経済取引局長 日本マクドナルド株式会社執行役員チーフ・コミュニケーション・オフィサーのジョナサン・クシュナー様でございます。本日は御欠席でございます。

弁護士の佐藤郁美様でございます。

佐藤様は回線の調子が悪いようですので、御紹介を続けさせていただきます。

神戸大学大学院法学研究科教授の柴田潤子様でございます。

○柴田会員 どうもありがとうございます。神戸大学大学院法学研究科、柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大胡経済取引局長 日本生活共同組合連合会常務執行役員の多村孝子様でございます。

○多村会員 皆様、はじめまして。日本生活共同組合連合会の多村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○大胡経済取引局長 株式会社読売新聞東京本社論説委員の水上嘉久様でございます。

○水上会員 御紹介ありがとうございます。読売新聞の水上と申します。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○大胡経済取引局長 最後に、駒澤大学大学院法曹養成研究科教授の若林亜理砂様で
ございます。

○若林会長 ありがとうございます。駒澤大学の若林と申します。どうぞよろしくお
願いいたします。

○大胡経済取引局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行については柳川会長をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

○柳川会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、独占禁止懇話会議事運営規則第2条第2項では、
会長代理を置き、会長が指名するものとされていますが、先ほどもありま
したように、第18期をもって会長代理を務めていただいております川濱
様が御退任となりました。

新たな会長代理ですけれども、第19期から慶應義塾大学法務研究科名誉
教授の鹿野会員にお願いできればと思っておりますが、鹿野会員、いかが
でございましょうか。

○鹿野会員 承知しました。よろしくお願いいたします。

○柳川会長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。是非活発な意見交換のほど、よ
ろしくお願いいたします。

最初の議題は、「令和6年度及び令和7年度上半期における独占禁止法違
反事件の処理状況」について、横手管理企画課長から御説明をお願いいた
します。

○横手管理企画課長 ただいま御紹介いただきました管理企画課長の横手でございま
す。よろしくお願いいたします。

私からは、令和6年度及び令和7年度上半期における独占禁止法違反事
件の処理状況について説明をいたします。資料はお手元の「231-1」と右
上に書いてございます資料を御覧ください。

本日の資料ですけれども、構成としては、1枚目から15枚目までが令和
6年度について、16枚目から19枚目までが令和7年度上半期についての資

料となっております。

私どもは、毎年度の独占禁止法の執行状況を取りまとめて公表しております。本日御用意しました令和6年度の資料は、その概要をまとめた公表資料でございます。

本日は、独占禁止法違反事件の審査に関する取組の全体像を御理解いただけるような説明を心掛けたいと思います。個別の事件の詳細には余り触れませんが、その点は御容赦いただければと思います。

まず、1ページでございます。ここでは、令和6年度の特徴として4点紹介をしております。

一つ目は、大手損害保険会社らによる損害保険の価格カルテル等に対して排除措置命令を行うなど、規制分野における競争制限行為に厳正に対処したことでございます。

二つ目は、Google LLCの確約計画の認定やアマゾンジャパンらによる独占禁止法違反被疑行為に対する審査の開始など、デジタルプラットフォームによる競争制限行為に積極的に対処したということでございます。

三つ目は、大手食品メーカーによる食品の再販売価格の拘束事案に対して警告を行い、大手家具卸売事業者による家具の再販売価格の拘束事案に対して排除措置命令を行うなど、消費財の再販売価格の拘束事案に積極的に対処したことでございます。

それから、四つ目でございますけれども、大企業による中小企業等の適正な価格転嫁を阻害する行為や、荷主による物流事業者に対する行為など、中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速かつ的確に対処したということでございます。

続きまして、2ページでございます。2ページでは、運用状況を取りまとめております。

左の図表を御覧いただきますと、令和6年度は24件の法的措置を採っております。この法的措置とは、違反行為の取りやめや再発防止などを命じる排除措置命令、通常、排除措置命令と併せて出される金銭の納付を命じる課徴金納付命令、詳細は後ほど説明をいたします確約計画の認定の三つ

の措置でございます。

令和6年度の法的措置の件数が24件となっておりますけれども、これはお示しをしております過去の5年間で最も多くなっております。

右の図表を御覧いただきますと、法的措置24件に警告8件を加えると32件となりまして、こちらも過去5年で最も多い状況でございます。

また、下の表を御覧いただきますと、令和6年度の課徴金額は約37億円となっております、前年度よりも増加している状況でございます。

続きまして3ページでございます。こちらは、社会的ニーズに対応した多様な事件に対処しているということで、実際に令和6年度に措置を公表した事案におきまして、違反被疑行為の対象となった商品又は役務にどのようなものがあつたかを整理したものでございます。

IT・デジタル分野、公共調達・産業財サービス、それから国民生活に密着した分野ということで切り分けてございますけれども、令和6年度におきましては、様々な分野の事件を取り上げているということでございます。

続きまして、4ページでございます。ここからは個別の事件の概要を紹介しております。このうち4ページと5ページでは、国民生活に影響の大きい入札談合やカルテル事案への厳正な対応ということで、令和6年度においては大きな括りでは合計六つの事件で入札談合・価格カルテル等について排除措置命令と課徴金納付命令を行っております。

具体的には、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札談合、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札談合、LPガス容器用バルブの製造販売業者らによる価格カルテル、損害保険会社らによる企業向け保険料の価格カルテル及び受注調整、山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札談合、それから機械式駐車装置メーカーらによる受注調整でございます。

この中で、例えば四つ目の損害保険会社らに対する件というのがございますけれども、こちらは発注者ごとに別の違反行為として合計9件の違反行為を認定しております。その結果、入札談合やカルテル事案としては合

計16件の法的措置としてカウントしております。

なお、課徴金につきましては、課徴金の減免制度というものがございません。これは事業者が自ら関与した入札談合やカルテルについて、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告をした場合に課徴金が免除又は減額されるという制度でございますけれども、この16件の全てにおいて課徴金減免の申請がなされております。また、実際に課徴金が課された全ての事案では、事業者の実態解明の協力度合いに応じて減算率を適用するという調査協力減算制度というものが適用されております。

続きまして、6ページでございます。6ページからは、不公正な取引方法について排除措置命令を行った事案として5件を挙げております。

具体的には、佐賀県有明海漁業協同組合に対する件と熊本県漁業協同組合連合会に対する件は拘束条件付取引に当たるもの、それからASP Japanに対する件は抱き合わせ販売等、関家具に対する件は再販売価格の拘束、それから7ページにいきますけれども、MCデータプラスに対する件は競争者に対する取引妨害ということで、不公正な取引方法におきましても、様々な行為類型の違反行為を事件として取り上げている状況でございます。

続きまして8ページでございます。8ページは、確約手続により効率的かつ効果的に対処した事案を紹介しております。

この確約手続ですけれども、これは独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続でございます。

事業者は違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置等を記載した確約計画を作成して公正取引委員会に提出をいたします。公正取引委員会がその計画を認定すると排除措置命令等は行わず、事業者がその計画に記載の措置を講じることで競争上の問題の解決を図るというものでございます。

令和6年度におきましては、Google LLCに対する件ということで、こちらは行為類型としては私的独占、その他の取引拒絶又は競争者に対する取引妨害の疑いのあった事案でございます。

それから、橋本総業に対する件は優越的地位の濫用、中でも物流特殊指定違反の疑いがあった事案でございます。

また、シスメックスに対する件ですけれども、こちらは抱き合わせ販売等の疑いがあった事案ということで、これらの事案について確約手続を用いております。

このうち、二つ目の橋本総業に対する件では、橋本総業が運送業務を委託する物流事業者に対して無償で行わせていた一部の運送業務に関する金銭的価値を回復させるということが確約計画に含まれております。

また、令和6年7月以降の話ですけれども、確約手続におきましては、より効果的で実効的に運用していくという方針から、確約措置の履行期間を原則として5年以上とすることにより、同様の行為の再発防止をより確実なものとしております。

また、確約措置の履行の確実性を担保するために、外部専門家による監視を積極的に活用することといたしました。

この方針を明らかにしてからは、これらの点を踏まえた確約計画の認定が行われております。

続きまして、9ページでございます。9ページは、デジタル分野における取組を紹介しております。

ここに挙げております一つ目の事案と三つ目の事案は、先ほどそれぞれ8ページと7ページで紹介した事案の再掲でございますけれども、ここではもう一つ、デジタルプラットフォーマーに対する件として、アマゾンジャパンらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始について触れております。

これは、デジタルプラットフォーマーの行為の影響というのが非常に多面的で、かつ広範囲にわたるといえることが多いことを踏まえまして、審査の初期段階において、多様な情報を効率的かつ効果的に収集するために実施したものでございます。

ちなみに、本件はまだ審査継続中でございます。

続きまして、10ページでございます。10ページは、エンフォースメントとアドボカシーの連携でございます。

公正取引委員会では、公正で自由な競争環境を確保するため、エンフォースメントとアドボカシーを車の両輪として取り組んでおります。ここでは、独占禁止法の厳正な執行を意味するエンフォースメントにより競争秩序を回復するとともに、取引慣行の改善のための要請や提言といったアドボカシーにつなげている事例を紹介しております。

具体的にはここに挙げている、大きく二つの種類の事件でございますけれども、違反行為が行われていた背景や事情を踏まえまして、独占禁止法違反の未然防止などの観点から、事業所管官庁や業界団体などに要請を行ったり、独占禁止法の考え方や競争政策上の考え方を明らかにしたりといった対応を事案ごとに採っているということでございます。

続きまして11ページでございます。ここからは中小事業者等に不利益を与える行為への対応ということで、優越的地位の濫用行為への取組と不当廉売への取組を紹介しております。

まず優越的地位の濫用行為への対応ですけれども、先ほど8ページで紹介した橋本総業に対する確約計画の認定のほか、優越タスクフォースが中心となって行った警告や注意事案を紹介しております。

ちなみに、この優越タスクフォースというのは平成21年に設置された審査局内の組織でございますけれども、全国から寄せられる優越的地位の濫用に関する情報や自ら収集した情報に基づいて一元的に当該行為類型に特化した調査を行っております。そこで様々な事例を蓄積し、処理方法の向上を図るなどして優越的地位の濫用事案を効率的に処理しております。

主な事例は12ページで紹介をしております。

それから13ページでは、適切な価格転嫁を阻害する行為に対し、違反行為の未然防止の観点から行った注意について、実際に注意した事案の業種は多岐にわたっているということを紹介しております。

それから、14ページでございます。14ページは、不当廉売についての取組でございます。

不当廉売につきましては、酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告があった場合には、原則2か月以内に処理するという方針の下で、不当廉売につながるおそれのある事案では注意を行うということとしており

ます。

また、事案に応じては、不当廉売として独占禁止法違反の疑いのあった事案に警告を行っており、今回であれば石油製品について警告を行っております。

以上が令和6年度の処理状況でございます。

続いて、令和7年度上半期の処理状況を簡潔に紹介いたします。

表紙の次が右下に1ページと書いてございますけれども、上半期ということでございますので、令和7年4月から9月までの6か月間の状況でございます。左の図表の法的措置の件数を御覧いただきますと、排除措置命令が9件、確約計画の認定が3件、そして警告が4件となっております、これらを合わせますと合計16件とほぼ前年度の半分の数字となっている状況でございます。

また、右の図表は課徴金額でございますけれども、課徴金額は約94億円と前年度からは大幅に増えている状況でございます。

それから、2ページですけれども、こちらでは排除措置命令を行った事案として、合計6件の排除措置命令を行っているということを紹介しております。

それから3ページでは、確約計画の認定を行った事案が3件、独占禁止法の疑いがあるとして警告を行った事案が4件ありますということをお紹介させていただいております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度と7年度上半期における独占禁止法違反事件の処理状況の概要を説明させていただきました。御清聴ありがとうございました。

○柳川会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対する御質問・御意見に関して、事前に登録された方から順次指名しますので、御発言をお願いいたします。御質問の際、該当資料のページ番号を最初をお願いいたします。

なお、事前登録以外の方についても、御質問・御意見などございましたら、会場にいらっしゃる方は名札を立てていただいて、オンラインの方は挙手ボタンを押していただいて、御発言希望がある旨をお示しいただけれ

ばと思います。

まず事前登録されていらっしゃる、会場の細田会員お願いいたします。

○細田会員 御指名ありがとうございます。商工会議所から参加しております細田でございます。今期もまたよろしくお願いいたします。

御説明いただきました中で、商工会議所としては、社会課題の解決に公正取引委員会が積極的に取り組んでいただいていることに大変感謝し、心強く感じております。

私からは、デジタルプラットフォーマーによる競争制限行為への積極的な対応と中小事業者等に不当な不利益を与える行為への対応についてコメントさせていただきたいと思います。

商工会議所の調査で、デジタルプラットフォーム事業者との取引がある企業のうち、約4社に1社が「何らかの課題がある」と回答しております。主な課題としては「高額な利用料金や手数料」が最も多く、「他社サービスへの切替えが困難」、それから「取引条件の一方的な変更」「取引条件の協議に応じてもらえない」「取引条件の明示が不十分」といった声が寄せられております。このほかにも、広告費や物流コストの負担の強制といったことがございます。これらについて、日本のプラットフォーマーについては資料の中には名前は出ていませんけれども、どちらかという日本のプラットフォーマーの方がかなり厳しく言うてくるかなと感じております。

そのような意味で、行き過ぎた独占状態や優越的地位の濫用行為、不公正な取引というのがあるのではないかと考えておりますので、是非、今後とも厳正な対応をお願いしたいと思います。

特に中小・零細事業者の方々が地方において物品を販売する際には、デジタルプラットフォーマーを利用するということが非常に有益ではあると思います。しかし、そこに様々なコストが掛かるということになりますと、正に優越的地位の濫用になっていくのではないかと思います。

それから、2点目の中小事業者等に不当な利益を与える行為についてですけれども、商工会議所としては以前から積極的に声を上げておりました。以前から、発注側と下請側との協議を積極的に行い、コスト増加分の価格転嫁を推進してきましたが、本年10月に実施した調査においても、約2割

の企業がまだ価格協議を行えていないという結果になっております。

価格協議が行われた場合には、価格転嫁をしやすくなっています。ですから、それだけ価格協議というのは重要なものだと思っております。

これは商工会議所の方でも、特に大手の取引業者に対しては受託事業者の話をよく聞くように周知・啓発をしているのですが、なかなか成果につながっていないのかもしれない。特に、取適法が施行されると、中小企業といえども委託事業者として法律の適用対象となるケースも出てくるので、受託事業者の意見を聞くように周知・啓発しているところでございます。

更なる周知・啓発活動の強化ということは我々の方でもしていきたいと思っておりますので、悪質な事例等につきましては指導・勧告や企業名の公表など、厳正な対処を是非お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで御参加の依田会員、お願いいたします。

○依田会員 ありがとうございます。オンラインでの参加になり恐縮でございます。

私もデジタルプラットフォーマーに関するコメントでございます。資料の9ページ目にありますとおり、アマゾンジャパンらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始が令和6年11月にございました。取引透明化法制定時に座長を務めていた関係から、本件の推移に注目しております。

例えば、具体的な法令の適用類型が優越的地位の濫用となるのか、拘束条件付取引となるのか、また、排除措置命令なのか、課徴金納付命令になるのかといった事柄でございます。

アマゾンジャパンにつきましては、過去に二重価格表示の件で消費者庁の行政指導がありましたが、それには従わずに行政訴訟に発展したケースもございました。結果はアマゾンが敗訴いたしました。

こうしたことに鑑みて、審査の開始からちょうど1年が経過しつつある中、引き続き慎重な審査をお願い申し上げますが、公正取引委員会としての判断が大体いつぐらいに出るのか、そういった見通しについて現時点で把握されているようなことがあれば、ここで伺いできればと存じます。

以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。お答えはまとめて頂くとして、御質問を引き続きお受けしたいと思えます。

続きまして、オンラインで御参加の野原会員、お願いいたします。

○野原会員 ありがとうございます。野原です。

私からの質問は、依田先生の御質問と同様で、現在審査中のアマゾンジャパンの件について進捗状況を伺うとともに、判断はいつ頃出るのかという質問でした。回答も同じで結構です。よろしく申し上げます。

○柳川会長 ありがとうございます。

事前登録はここまでですけれども、札を上げていただいている鹿野会員、お願いいたします。

○鹿野会員 鹿野でございます。

私のコメントもただいま細田会員、依田会員、野原会員からあった質問とほぼ同様でございます。9ページのデジタルプラットフォームへの対応について、要望を一言述べさせていただきます。

改めて、言うまでもなく、デジタル化の進展に伴ってプラットフォーム経済が非常に発展していて、その中でデジタルプラットフォーム事業者の市場における影響力がかなり大きなものになっているということだと認識しております。

それ自体は問題ないのですけれども、影響力を競争法に違反するような形で不正に行使をすることにより、競争市場をゆがめるということが起きやすいような状況が現在進んでいるものと思えます。

そこで、お願いとしては、引き続きこのようなことのないように、疑いがあるときには厳正に対応していただきたいということ、それから、本来はそれが起こる前に止めるということが重要でございます。特にプラットフォームの中には本社が海外にあるところも多いと思われまますので、競争法の考え方を周知していただくことによって未然防止を図っていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、一通り御質問・御意見が出たと思えますので、回答をお願い

いたします。

○横手管理企画課長 それでは、順不同になりますけれども、頂いた御質問にお答えいたします。

まずは、依田会員と野原会員から御質問いただきました、事前の意見募集を行ったアマゾンジャパンらに対する件、の進捗状況等についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年の11月に意見募集を開始いたしまして、以降、私どもで慎重に審査を進めているところでございます。ただ、審査中の事件でございますので、先ほど御質問がございました、適用法条はどういったものが考えられるのかといった点についてはお答えを差し控えさせていただきますと思います。

今後の審査の見通しについても、いつ頃に結論が出せるのか明言は難しいですが、本件につきましては審査の結論が出ましたら公表させていただくことになると考えておりますので、恐縮ですが、それまでお待ちいただければと思います。

それから、デジタルプラットフォーマーへの対応でございますけれども、先ほど簡潔に紹介して、余り触れませんでした。例えば令和7年度でいいますと、Google LLCに対する排除措置命令を本年4月に行っておりますとおり、審査局としては独占禁止法違反の疑いがあったものについては厳正に対処しているということでございまして、その姿勢は今後とも変わらないということでございます。

それから、未然防止の方は、私からお答えすることが難しいので、もし別の方からお話があればと思っております。

それから、中小企業に不利益を与える優越的地位の濫用行為につきまして、こちらは細田会員から御指摘があったかと思えます。私どもでは、いかに問題行為を迅速に排除するかという観点から、速やかに注意をするという方法と、それから、より悪質なものに対しては警告以上の措置ということで、それぞれの事案に応じて様々な措置を採っているということでございます。

令和7年度でも警告を行っている案件としては、優越的地位の濫用の事

件もございますので、私どもとしては、そういった事案に応じて、ふさわしい処分をしっかりとしていきたいと考えております。

私からは以上ですが、よろしいでしょうか。

○柳川会長 よろしゅうございますか。

もう少し時間がありますけれども、そのほかはよろしいですか。

竹川委員、お願いいたします。

○竹川会員 すみません、毎日新聞の竹川です。

考え方を教えてもらえればと思うのですが、例えば、G o o g l e L L Cというのは令和6年度に確約手続をして、さらに、別件でしようけれども、排除措置命令も受けており、個別の案件だけにとどまらず、コンプライアンス体制そのものが、問題になることもあろうかと思いますが、その辺りはどのようにお考えですか。

○柳川会長 どうぞ、お願いします。

○横手管理企画課長 すみません、もう一度伺ってもよろしいですか。

○竹川会員 グーグルの案件が資料に二つ出ていましたが、個別の案件ごとに是正措置を採っていくというのは、それはそれで一つの方法ですけれども、プラットフォームの影響によって様々な違反行為が繰り返されると、結局、会社としてのコンプライアンス体制や法令遵守意識も正さないといけない状況も出てくるかもしれないと思うんですけれども、その辺りはどういふふうにお考えですか。

○横手管理企画課長 私どもは、個別の事件でいかに違反行為を排除するかというところが中心となってくるわけですがけれども、通常、排除措置命令や確約計画において、当然、将来的な独占禁止法違反の行為の未然防止ということも相手方に採っていただく措置としては非常に重要なものと考えております。例えばコンプライアンス指針をきちんと持っているのか、仮に持っているとしても、それが機能していないのであれば、何か改善するべきところがないかを確認し、あるいは、実際に従業員に指針をきちんと周知徹底をして、コンプライアンスの意識が社内ですっかりと醸成されて、今後、違反行為が行われないようにするといったことを命令なり確約計画の中でしっかり担保していくことが我々としては非常に重要なことだと考えてお

ります。

○大胡経済取引局長 少々補足いたしますけれども、御質問があった命令等に関して、事業者中での法令遵守について、様々なことを定めますので、それらを守らなかった場合には命令違反ということで理屈上は罰則等もございます。また確約計画に記載されたトラスティと呼ばれる弁護士等のチェックなどの措置について、認定後に当該措置が採られていなければ、審査を再開して対処するなどの場合もございます。

先ほど鹿野先生の方から周知について御意見がございましたけれども、デジタル関係は、御存じのとおりスマホ新法が年末から施行されていきますので、そういうデジタルの問題につきましても、新法の周知その他を含めて、公正取引委員会として様々対応していきたいというふうに思っております。

○柳川会長 水上会員、よろしくお願いいたします。

○水上会員 すみません、読売新聞の水上です。

今、局長からスマホ新法の話があったので、関連があれば質問をしたいなと思っていたのですが、12月18日に全面施行というところでの準備状況について、現状どうなのかというのが一つです。2点目に先月、日米の首脳会談で、いわゆる日本からの投資に関して合意した文書の中で、ホワイトハウスがファクトシートにいわゆる今回のスマホ新法について、アメリカ企業を差別せずに、公正かつ自由な競争、ユーザーの安全及び利便性のバランスを図り、知的財産の正当な権利を保障する形で競争法を施行するというような文書をわざわざ入れてきているところですが、この辺り、法執行への影響をどのように見ればよろしいのか、どのように受け止めていらっしゃるのかお伺いできますでしょうか。

○柳川会長 なかなか難しい御質問かと思いますが、いかがですか。

○佐久間官房デジタル・国際総括審議官 発言してよろしいでしょうか。官房デジタル・国際総括審議官の佐久間でございます。新法の施行準備を担当しております。

○柳川会長 お願いします。

○佐久間官房デジタル・国際総括審議官 施行まであと1か月半弱になりましたけれ

ども、7月にガイドラインを出して以降、現在は様々な事業者、消費者始め様々な方面に周知活動をしておりまして、この10月には事業者、特にアプリの開発者の方の声をよく拾えるようにということで相談窓口を設けるなど、12月18日の施行に向けて着実に準備をしております。そして、並行して本法の施行の規制対象であるアップル、グーグルとも引き続き対話をしておりまして、法律の遵守に向けて様々な調整したり働き掛けたりしているところでございます。

あとファクトシートの件ですけれども、ファクトシートは2種類ありまして、日米共同で合意した上でのファクトシートとは別に、我々のスマホ新法について言及があるのは、アメリカ政府が独自にまとめたファクトシートということで、日本政府は何ら関与しておりません。そこにスマホソフトウェア競争促進法の記述はありますけれども、書かれた内容としては、内外無差別であることや、利便性等に配慮すること、競争のバランスを取ること、知財の正当な行使は考慮するといったことですが、これらは全てガイドラインに書いておりますので、書かれている内容が特に何か目新しいことはなく、我々の考え方と矛盾することはないというところでございます。

いずれにしろ、我々、12月18日の施行に向けて現在準備していますし、施行後は指定事業者に対して着実な法遵守を働き掛けてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

私からもコメントいたします。今プラットフォームとスマホ新法の話に大分集中しましたので、そこも含めて、3ページの辺りで相当、多様な事件への対処というのが行われてきていて、これを拝見すると、相当多様な事件に取り組まれていらっしゃるというのはよく分かります。

今お話があったように、スマホ新法が施行されれば、またそこで相当皆さん頑張らなければいけないということです。お答えを頂くということではないのですけれども、これだけ対象が広がってきて、行わなければなら

ないことが広がってくると、相当リソースが必要になってくるのではないかと考えていまして、この辺りはどうなのでしょう。十分なリソースがあるのか、それとも、率直なところ、全て処理をするのも、相当皆さん御苦労なさっているというところなのか、その辺り何かお答えいただける範囲で少しお聞かせいただければと思いますが、いかがですか。

○岩成事務総長 ありがとうございます。リソースにつきましては、こういった形で幅広く事件を扱っているということになりますと、審査局の事件ももちろんそうですし、それ以外の、次の議題にもありますような、いわゆる取引適正化の業務に割くリソースというのもまた必要になっていきます。それから、おっしゃったように、これから施行になりますスマホ新法に関して、質も量も両方とも高いレベルでのスタッフが、リソースとして必要になってくるということで、率直に言えば非常に大変な状況が今もそうですし、これまでも続いているというところであります。

そういう中で、どのようなものにプライオリティを置くかということも意識しながら、それから社会的なインパクト、ニーズにいかに対応していくかということも意識しながらリソースを配分し、必要なところに重点を置いてまいります。

それから質的なところ、特にデジタルの関係は、ある程度知識なり、技術についての蓄積がないとついていけないところもありますので、内部の職員もそうですし、外部からの知見も頂きながら、様々な事件や調査を進めているという状況でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。これはなかなか、お答えいただいて「分かりました」という話でもないと思いますが、お話を伺っていると、どんどん公正取引委員会の役割が広がって行って高度化していているというのはよく分かりました。ここにいらっしゃる皆さんも、多分同じような思いだと思いますが、引き続きリソースが増えていくような方向に是非頑張っていたいただければと思います。

よろしいですか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

次は、「令和6年度及び令和7年度上半期における取引適正化に向けた取

組」について、柴山企業取引課長、藤谷下請取引調査室長及び小林フリーランス取引適正化室長から御説明をお願いいたします。

○藤谷下請取引調査室長 下請取引調査室長の藤谷でございます。

最初は、令和6年度及び令和7年度上半期における取引適正化に向けた取組のうち、下請法の運用についてです。

令和6年度は、下請法の勧告・公表した案件が21件ございました。前年度の勧告・公表案件が13件で、その前が6件でしたので、勧告・公表をする事件、これは一定の重要・重大なものについて実施しているわけですが、こういった案件を増やしていこうということで実施しているということでございます。

実際の事件をみますと、金型等を無償で保管させる行為を始めとして、減額行為、買ったとき、受領拒否、返品など様々な行為類型について違反が見付かっているということでございます。

さらに、従来から中小企業庁と協力しながら調査しているところ、中小企業庁からの措置請求がしばらく無かったわけですが、令和6年度に1件ありまして、令和7年度に入ってから措置請求案件というのは続いております。

これは統計的なものですが、先ほど申し上げました勧告・公表した案件の数をグラフにしたものでありまして、令和7年度上半期でこれだけの数字になっており、更に増えていく見込みでございます。

実際の事件についてですが、これは令和6年度の話でありますけれども、価格転嫁に関するものということで、減額、買ったときというのを挙げております。これは、サプライチェーンにおける価格転嫁の目詰まりということが想像しやすい違反類型になるかと思っておりますけれども、こういった下請代金を減額したり、発注代金を一律に引き下げたりといった行為が見受けられたということでございます。

さらに、最近多い、金型等についての無償保管の事件について、行為類型で言うと無償保管と一括りにされがちですが、対象を見ると自動車部品であったり、船舶の用品であったり、水栓金具であったり、この後、令和7年度の事件をみますけれども、農機、建材、様々な分野で同じような違

反が行われているということがいえます。

令和6年度のその他の事件ですけれども、珍しいものとして受領拒否で勧告・公表すべき事案というのがあったということや、不当なやり直しで勧告・公表した事件というのがありました。令和6年度は不当なやり直しに該当する案件が2件あり、そのうち1件をここに挙げておりますけれども、不当なやり直しで勧告・公表まで至った事件というのは令和6年度に出てきたものが初めてということになります。

令和7年度の上半期でございますけれども、令和7年度に入りましても、典型的な減額事件、1点目の事件は振込手数料だけで勧告までいったというもので、珍しいといえば珍しい事件ですが、こういった減額事件が引き続き見付かっております。その他、令和7年度上半期で目立ったのが返品事件です。受入れ検査をせずに受け取っているのに返品したり、受入れ検査で「合格」といって受け取っているのに返品したりするといった事件が見付かっております。

さらに、金型の事件です。令和6年度もそれなりの数があったわけですが、令和7年度に入りましても、ここにあるように住宅の設備機器や、射出成形機、電子機器、農機、建材といった様々な業界で同じような問題が見付かっているということでございます。

さらに、自動車ディーラーが代車を無償で提供させるような事件など、こういったこれまでの勧告・公表事案の中でみられなかったものもございます。その下に、中小企業庁長官からの措置請求案件を二つ挙げておりますが、中小企業庁との連携の成果というのがこのような形で出てきているということでございます。

次のスライドから4枚ほどは違反の種類や違反行為を行った事業者の業種についての統計資料であります。これらの全体的な傾向は例年とそんなに大きく変わるものではございませんので、割愛させていただきます。

原状回復の金額ということですが、下請法の執行においては、下請事業者に与えた不利益を返すということを指導していますので、その金額を記録しているわけでございます。大きな事件があったときは金額が膨らみますが、このような数字で推移しておるということでございます。

執行の面においての、最後のスライドになりますが、我々、こうしてここ数年、勧告・公表する事件というのをなるべく多くしていこうということで多くの事件を公表してきております。そうすることによって、どのような業界において、どのような行為が問題になるのかということが分かりやすくなり、業界における自主点検なども行われるようになり、それが自発的な社内調査等に結び付いて、我々が行政のリソースを割いて調査に向かなくても改善が図られるという望ましい効果が現れます。事業者が自主的に調査を行い、違反が見つかった場合に、公正取引委員会や中小企業庁に申し出ていただくと、当該違反について勧告・公表をしないという自発的申出の制度を運用上行っておりまして、こちらに結び付いてきているというような動きもみられます。そのため、そのような動きに結びつくような活動を今後も続けていければと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○柴山企業取引課長 続きまして、企業取引課長の柴山でございます。

私からは取適法（改正下請法）の施行に向けた準備状況と企業取引研究会の再開について御説明させていただきたいと思っております。

まず取適法の施行に向けた準備状況でございますけれども、資料の21ページは今回の法改正のポイントでございます。規制の見直し内容としまして、5点ございます。まずは、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、次に手形払等の禁止、その次に運送委託の対象取引への追加、これは物流問題への対応ということでございます。また、規模要件のところでは従業員基準の追加をしております。加えて、執行面については、面的執行の強化ということで、事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与しております。

それから、下のところでございますけれども、「下請」などの用語の見直しということで、法律名も「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」ということで法律名も改正しております。通称ということで、「取適法」と呼んでいきたいと思っております。

それから、22ページでございますけれども、この取適法の施行に向けた

準備状況ということでございまして、政令、省令、それから運用基準につきまして、夏にパブリックコメントの手続を経て、令和7年10月1日にそれぞれ公布・公表しているところでございます。

それから、23ページが取適法関係の主な改正項目でございます。協議に応じない一方的な代金決定等に関しましては、どのようなものが協議に応じないということなのかといった解釈や想定違反事例などを運用基準に追加しております。

それから手形による代金支払の禁止、特定運送委託の追加などに関しましても、解釈あるいは想定違反事例を追加しているところでございます。

また、従業員基準の追加につきましても、従業員の数というのは労働基準法108条に規定する賃金台帳の調製対象とする者の数によって算定するといったような解釈を示しているところでございます。

24ページは省略させていただきます。

それから25ページでございますけれども、パブリックコメントの手続で頂いた主な意見と、それに対する考え方を、こちら令和7年10月1日に公表しておりますけれども、一番多く提出されたのが従業員基準に関する意見ということでございます。例えば、いつの時点で判断するのか、また、従業員の数を確認する義務があるのか、あるいは受託事業者からの回答に誤りがあった場合はどういうことになるのかなど、様々御意見を頂いておりますけれども、我々の考え方をお示しているところでございます。

それから、25ページや26ページについて、新しく追加されました特定運送委託や協議に応じない一方的な代金決定に関する御意見などもパブリックコメントで寄せられているところでございます。

それから28ページの下位法令等の整備スケジュールでございますけれども、令和7年10月1日に政省令、それから運用基準などを公表いたしまして、現在は中小企業庁とも連携して、法律の周知・広報活動に力を入れているところでございます。各都道府県での説明会や、事業所管省庁を通じた事業者団体への説明会、あるいは主に受託事業者向けということで、中小企業支援機関向けの説明会を行っております。また、プッシュ型の広報企画や11月以降では大規模なメディア広報活動ということで、電車内の広

告やテレビCM等を今後行うところでございます。

また、テキストも毎年更新しておりますけれども、こちらも令和7年11月中には公表いたしたいと思って、現在準備をしているところでございます。

それから、最後に、企業取引研究会の最近の状況について一点だけ御報告したいと思います。

昨年度、企業取引研究会を開催しまして、下請法改正に向けた御提言を頂いたところでございますけれども、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁、あるいは商慣習の問題への対応ということで、企業取引研究会をこの夏から再開しているところでございます。優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討しているところございまして、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や、支払い条件の適正化、それから物流に関する商慣習問題に対する更なる対応について検討を進めているところでございます。

また、企業取引研究会の下に知的財産取引適正化ワーキンググループというものも設置いたしまして、知的財産・ノウハウ、それからデータに関する取引の適正化に関して御議論いただいているところでございます。

私からは以上になります。

○小林フリーランス取引適正化室長 フリーランス取引適正化室長の小林でございます。

続きまして私の方から、令和6年度及び令和7年度上半期におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法の運用状況について、御説明をさせていただきます。

まず、運用状況のポイントについては割愛させていただきます。具体的な執行状況について、スライドの35ページから説明させていただきます。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、令和6年の11月から施行された法律でして、その運用状況についても令和6年度においては、令和6年の11月から令和7年の3月末までの件数となっております。その上で、令和6年度においては54件の指導を行っております。それに対して、令和7年度上半期までにおいては、勧告4件、それから指導387件ということで、

積極的に違反行為の処理を行っているところです。

ここでは申出件数も見ていただきたいのですが、申出は、フリーランスの方が発注者からこのような違反被疑行為を受けていますということ公正取引委員会に報告していただくといった我々の端緒の一つでございます。この申出が令和6年度だと92件だったものが令和7年度の上半期の時点で約210件ということで大幅に増えておりまして、積極的な法執行、それから後で説明いたします普及啓発活動によって、一定程度フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知が進んでいるものと考えております。

執行の具体例をスライド36ページで説明いたします。

先ほど54件の指導を令和6年度に行ったとお伝えしましたが、そのうち45件についてはゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業、フィットネスクラブといった、フリーランスとの取引が多い業種に対するものでして、こちらについて具体的な指導の内容、事例を令和7年3月に公表いたしました。

そして、令和7年度においては、出版業を行う事業者、音楽教室の運営を行う事業者、放送番組等の制作及び企画等を行う事業者に対して合計4件の勧告を行っております。

それぞれ4件とも取引条件の明示義務違反、それから期日における報酬支払義務違反という典型的な違反行為が入っております。特に取引条件の明示義務について、しっかり守られていないという状況が分かるかと思えます。

それと、島村楽器株式会社に対する件については、体験レッスンを無償でフリーランスに行わせていたということで、不当な経済上の利益提供要請の禁止規定違反も認定しております。

続きまして、フリーランス法は新しくできた法律ということで、法執行だけではなくて普及啓発も両輪として積極的に行っているところです。

令和6年度においては、執行前から説明会等を行っておりまして、施行前も含めて、公正取引委員会だけで5,018件の相談に対応するというような形で、積極的に令和6年度においても普及啓発活動を行ってまいりました。

続きましてスライド38ページですけれども、令和7年度においても積極

的に普及啓発活動を行っております。広報強化期間ということで、第1弾は令和7年6月から8月、第2弾は現在、正に行っているところです。具体的には、インターネット広告の掲載、それから、もしかしたら皆様の中で御覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、電車内のビジョン広告も行っております。

第2弾においてはビジネス映像メディア「PIVOT」での動画配信も行っております。こちらは現時点で10万回以上視聴されておりまして、非常に効果的な広報活動であると考えています。発注者に対しても、フリーランスに対しても、フリーランス法の周知はまだまだと考えておりますので、法執行、それから普及啓発の両輪で今後もしっかり取り組んでいきたいと考えています。

私からは以上になります。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問・御意見について、私が指名させていただいた後、御発言をお願いいたします。

まず事前に発言登録をされていらっしゃる大野会員、お願いいたします。

○大野会員 ありがとうございます。私からは、取引適正化について少し御発言をさせていただければと思います。

経団連としましても、これまでもパートナーシップ構築宣言の働き掛けや、労務費等の価格転嫁も含めて、取引の適正化について環境整備を働き掛けてきております。今日も勧告・指導の件数について様々な御報告がございましたけれども、全体としては成果が着実に上がってきていると認識しております。

その中で、取適法が成立し、丁寧に周知活動、あるいはパブコメも非常に分かりやすく行っていただいているということについて高く評価をしております。経団連としても、この取適法の施行を契機として、取引の適正化が一層推進されるように働き掛けを行っております。

4点ほど具体的なところで少し発言をさせていただきます。1点目でございますけれども、取適法の施行によって、現場においては結構負担が大きいのということもございまして、一定の混乱が生じることも想定されるの

が率直なところでございます。

資料の25ページにもその辺りのやり取りの記載がありますけれども、運用基準案に対して、経団連としては令和7年8月6日に意見を公表させていただいております。その中で特に実務面での課題というところで指摘させていただいておりますのが、従業員の基準の確認方法でございます。中小受託事業者は非上場会社が多数であり、委託事業者が発注した時点で正確な従業員数を把握するのはなかなか難しいかと思えます。その結果、取引の都度、従業員数の情報を相手方に直接確認するようなことになると、双方にとってもそれなりに負担になるということが懸念されております。それぞれしっかり対応していくのは当然のことではありますけれども、公正取引委員会を含めて所管官庁におかれては、なるべく硬直的な運用というよりは、事業者が取適法の趣旨を踏まえてしっかり遵守徹底が進んでいくような方向で指導・運用をお願いしたいということが一つ目でございます。

2点目は、資料の21ページに面的執行の強化ということが記載されておりますが、今回の改正で事業所管官庁からも指導・助言ができることになり、業界別の実務も踏まえた改善につながるのではないかと大いに期待をしております。先ほどリソースの問題についての話もございましたので、公正取引委員会におかれましても、事業所管官庁との連携を強化していただいて、なるべく効率的かつ効果的で実効性のある執行をお願いしたいと考えております。

3点目でございますけれども、資料の31ページ辺りでございます。サプライチェーン全体での取組が必要であるというのは正にそのとおりだと思っております。企業取引研究会におきましても、経団連としても取引適正化を推進する観点から、様々な意見を出させていただいているところでございます。

ただ、コメントでございますけれども、我が国で長年にわたって染み付いている慣行を変えていくパラダイム転換を図る取組だと思っております。引き続き規制執行と運動論の双方から各種経済団体、業界団体も交えて縦・横で取り組んでいくということが肝要なのではない

かなと思っております。そのような意味で、これは企業側からしてもコンプライアンスに終始させるということではなくて、企業のサステナビリティ戦略として推進をする必要があるという側面も強いのではないかと考えております。

それから、4点目は資料の32ページでございますけれども、知的財産取引の適正化についても、事業者間の知的財産・ノウハウの不当な取扱いということが懸念として挙げられております。これは立法事実には該当するのではないかと考えており、侵害の実態を正確に把握した上で、それに見合った対応をしっかりと考えていく必要があると思っております。例えば、中小企業における知財管理体制の確立・強化といったことも今後課題になってくるのではないかとということで、実態も踏まえて丁寧な議論を期待しております。

最後になりますけれども、経団連といたしましては、今後とも取引適正化の推進に向けて活動をしっかり主導してまいりたいと思っております。公正取引委員会を始めまして、本日御参加の皆様の諸団体とも緊密に連携をして取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

続きまして、細田会員お願いいたします。

○細田会員 ありがとうございます。私も経済団体の代表なものですから、先ほどの大野会員と似たような話になってしまいますけれども、私どもの団体は中小企業の会員が多いものですから、その辺りの観点から少し申し上げたいなと思います。

取適法に名前が変わったので「下請」という言葉が無くなったのですが、実際には下請と親という関係は変わっていないと思っております。その中で、資本金や従業員の数によって判断していこうということですが、予想されるのはダミー会社やトンネル会社が出てくるだろうということです。その辺りに対する実態調査や指導といったことも是非今後お願いしていきたいと思

っております。

また、先ほどもお話がございましたけれども、商工会議所でも提唱いたしましたパートナーシップ構築宣言は、現在、8万社以上において宣言されております。

フリーランス法のお話がございましたけれども、中小事業者といえども、フリーランスの方を使えば自社との間に、委託関係が生じることがあります。そのため、中小事業者の方たちにもフリーランス法については十分な理解をしてほしいということを、いつも啓蒙しております。

あと、私は食品関係の会社なので、これまでも様々な食品の話をさせていただいていたのですが、食品流通の中では川上で値段が上がったとしても、それがなかなか川下までつながっていきません。最後にB to Cの取引があると、なかなか価格の転嫁が難しいような状況もございますので、その辺りも是非現場をよく調査していただければありがたいと思います。

先日、食料システム法が成立しました。取引の適正化を推進するということになっているようですので、その辺りも今後の公正取引委員会が監視する範疇に入ってくるのかなと思います。食品関係は地方へ行けば行くほど中小・零細事業者が多いものですから、その辺りもよく調査をしていただければありがたいかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○柳川会長 それでは、事前登録は以上でございますので、そのほかに対面の方、オンラインの方で御質問いかがでしょうか。

及川会員、お願いいたします。

○及川会員 ありがとうございます。フリーランス法が施行されて1年が経過しまして、取適法もですが、大変様々な形で広報活動をしていただきまして、感謝申し上げます。

資料の37ページの下の方に、地方事務所を含めた全国の相談窓口というものがあり、またトラブル110番において相談がされていると認識しております。

資料の38ページにありますとおり、事業者団体を対象とした説明会も実施していただいております。

施行後1年が経過し、事業者団体に様々な相談が寄せられているケースがあります。今後、是非業種別に相談窓口が設置され、それらと公正取引委員会がネットワークを構築していただいて、相談内容を分析し次の対応の端緒を見付けていくことも大変重要であると感じているところでございます。

例えばですけれども、視覚障害者で構成されている鍼灸マッサージ業がありまして、きめ細かなトラブル、あるいは相談が寄せられてございます。是非今後は事業者団体も活用しながら、相談窓口の設置、あるいはそこからの相談についての連携も深めていただければと思っております。

以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの御発言にレスポンスをお願いできればと思います。

○柴山企業取引課長 御意見ありがとうございます。

まず大野会員のコメントにつきまして、最初、従業員基準のところを御指摘いただきました。ここはパブリックコメントでも一番御意見を頂いたところですし、様々な団体の方々とも意見交換をされていて、ここは非常に関心が高いところではございました。そのため、できるだけ実際の実務がしやすいようにということで、今回パブリックコメントへの考え方をお示しするときに、一番気を遣って丁寧にお示したところではありますけれども、引き続きその辺り、実際の実務に障害が無いような形で運用してまいりたいと思っております。

それから、面的執行の強化のところではございますけれども、正にリソースの問題もございますので、各省庁のリソースも活用できるところは活用して、連携して活用していこうということでございます。特に、既に施行前から進めておりますのは、国土交通省の物流部門との連携でございます。公正取引委員会と国土交通省地方運輸局とで連携いたしまして、全国規模で合同荷主パトロールや、高速道路のパーキングエリア等でのドライバーへのヒアリングなどを既に行っておりますけれども、各省庁との連携というのは引き続き強化していきたいと思っております。

それから3点目といたしまして、サプライチェーン全体での商慣習を変

えていくことが重要だということで、正に全くそのように思っております。規制と運動論の両面からということをお指摘いただきましたけれども、我々も正にエンフォースメントとアドボカシーを一体的に取り組んでいくということで運用しておるところでございますので、その辺りも引き続き御協力いただければと思います。

それから、知的財産について、実態に見合った取組を行うために、現在実態調査を行っているところでございます。ワーキンググループにおいても、また途中経過を報告していこうと思っておりますけれども、正に実態を踏まえまして、どのようなルールやガイドラインが望ましいのかということをしっかり検討していきたいと思っております。

また、細田会員からダミー会社のお話がありました。法律的には、ダミー会社をかませ迂回して発注することで取適法を逃れるというような行為については手当てをしておりますので、その辺りも引き続きしっかり対応していきたいと思っております。

○藤谷下請取引調査室長 補足ですけれども、実際の調査の中でも、そのような実態についてはよく調査をしておりますので、これからも目配りしていきたいと思っております。

○小林フリーランス取引適正化室長 及川会員から御指摘いただいた周知・広報活動について、我々も周知・広報活動は非常に重要だと考えております。御指摘のとおり、フリーランス・事業者間取引適正化等法は本当に間口が広く、きめ細やかな対応が必要となる法律だと思いますので、我々から積極的に説明することに加えて、事業者団体の皆様の力をお借りして周知・広報するということについても、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○柳川会長 追加の御質問はよろしいですか。ここも大変リソースを必要とするところで、先ほどお話ししましたけれども、御発言があったように、他省庁の方々とも連携してできるところは行っていくというところが、特にエンフォースメントのところでは非常に重要だと思います。アドボカシーと周知徹底については、例えばフリーランス新法ができたことということは様々ところで広報されているのですが、実際にどのように変わったのか、自

分たちの関わっている取引がフリーランス法に関係しており、このように変わっているとは思わなかったというような発言も結構聞かれますので、法律の中身をどこまで、どのような形でしっかりと理解していただくかということ、かなり大事なことだと思いますので、是非今後も御尽力いただければと思います。

特に御質問というわけではないので、感想です。どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は、「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」について、片岡取引調査室長から御説明をお願いいたします。

○片岡取引調査室長 取引調査室長の片岡と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいま御紹介に預かりました実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針について御説明申し上げたいと思います。

この指針に先立ちまして報告書を令和6年12月に公表しておりまして、令和7年3月の独占禁止懇話会で報告書についてはお話をさせていただきました。その際も様々な御指摘を頂戴しまして、そのような御指摘も踏まえて指針を作成したというところでございます。

それでは、早速、中身の御説明に移りたいと思います。

まず指針の策定までの経緯でございます。

令和6年からの経緯を書いておりますけれども、報告書を御説明した際にも申し上げたところですが、芸能の分野、あるいは広く人材分野というところでございますけれども、平成30年に競争政策研究センターで人材と競争政策に関する検討会を開催しておりまして、その際に芸能に限らず、広く人材と独占禁止法・競争政策に関することにつきまして有識者に御議論いただいたというところでございます。

その翌年、「芸能分野で独占禁止法上問題となり得る行為の想定例」を公表したところでございます。

その後、少し間は空きましたが、令和6年の4月に「新しい資本主義実現会議」という政府全体の成長戦略を御議論いただく場におきまして、我が国の今後の産業について、従来は自動車や半導体、鉄鋼など様々な産業で頑張っていたいておりますが、今後は、コンテンツ産業も外に向かって輸出していくこと必要があるのではないかということで、コンテンツ産業の活性化戦略の御議論がされたところでございます。

その中でコンテンツ産業全体について、司令塔をどうすべきか、あるいは海外への進出を支援してはどうかといった政策を御議論いただいたところです。その一部といたしまして、コンテンツ産業、クリエイターについて、必ずしも十分に利益が還元されていないのではないか、優越的地位の濫用等が起きているのではないかというような御指摘もあったところでございまして、まずは音楽・放送番組の分野の取引慣行について実態調査を行うべきとされました。そして、実態調査の結果を踏まえて、指針の作成を図るとされたところでございます。

このような経緯があり、令和6年に実態調査を行い、12月に実態調査報告書を公表したというところでございます。

その実態調査報告書を踏まえて、令和7年、指針を検討してまいりまして、令和7年の夏に成長戦略におきましても、指針を策定して、関係省庁が連携して、その指針の周知徹底を図るとしていただいたところでございます。

このような流れの最後になりますが、本年の9月末に昨年の実態調査報告書を踏まえまして、芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社の採るべき行動について行動指針をまとめたというところでございます。

以上が経緯でございます。

次に2ページで指針の対象となる取引と全体の目次について御説明をしております。

令和6年の独占禁止懇話会で報告書を御報告した際に少し御説明したところでございますけれども、主に三つの分野について指針をまとめております。

中央の芸能事務所と実演家、いわゆるタレントとの間の専属マネジメン

ト契約と言われる、実演家が芸能事務所に所属し、実演活動をして、その対価を受け取るというような契約を一番の中心として様々な行動指針を定めたというところがございます。

それに加えて左側ですけれども、放送事業者等との関係や、右側のレコード会社との関係における専属実演家契約と言われる、レコード会社に所属して楽曲を出す契約につきましても指針を出ささせていただいたところがございます。

行動指針の項目は、かなり多岐にわたる行為について記載したところですが、すけれども、令和7年の3月に御報告いたしました報告書の章立てに沿っておりまして、そちらで掲げた行為について漏れなく定めたところがございます。

先ほど申し上げましたとおり、メインが実演家と芸能事務所の取引でございますが、こちらが一番多くなっております。例えば契約期間や、移籍・独立に関する妨害行為、芸名・グループ名といった実演家の権利に係る行為、あるいは芸能事務所と実演家の間における口頭での契約といった契約の透明性に関する行為について定めているところがございます。

放送事業者との関係でいいますと、こちらも最終的には契約書が交わされるとお伺いしておりますけれども、発注の段階だと口頭の場合も多いのではないかとということで、契約条件を書面等で明示をしていただく必要があるのではないかと書いたことを書いております。

レコード会社との関係ですと、契約終了後に活動の制限につながるようなことがあるのではないかとということで、そのような行為について定めております。

次のページから、それぞれの行為について記載しておりますが、多岐にわたりますので、ポイントに絞って御説明したいと思います。

まず、契約期間関係の行為につきまして、一番左に専属義務に係る契約期間の設定について記載しております。専属マネジメント契約という、実演家が芸能事務所に所属するときに結ばれる契約において、所属する期間を定められる場合がございます。口頭で契約される場合があり所属期間が曖昧になっている場合もありますが、かつては様々な育成の期間も踏まえ

られて3年や5年といった少し長めの契約をされることも多かったとお伺いしています。ただ、最近は1年や2年といった比較的短い契約をされる場合も多くなっていると伺いしているところです。専属義務の中で様々な育成をされて、その後、実演家としてヒットすることによって費用等が回収されることを考えると、一定の期間を契約期間として確保される必要があるということがあろうかと思えます。しかしながら、そういった一定の期間確保する必要があるのであれば、あらかじめ契約期間を明確に規定していただきたいということを書いております。

1年、2年という契約が多いのですが、様々な費用を投資して回収する必要があるということであれば、芸能事務所が育成等のための投資費用を合理的な範囲で回収して収益を確保するために必要な期間を十分説明して、協議していただきたいということを書いております。

下の注釈で細かいことを書いておりますけれども、育成等費用といっても様々なものがあるかと思えます。レッスンに関わる費用にとどまらず、実演家の方を売り出すため、パブリシティの価値を高めるために様々な出費があるかと思えますので、そのようなものに投下される資本も含まれます。

あるいは、収益を確保するということですが、実演家の方が有名になると、パブリシティの価値が捉えられる場合もあろうかと思えますが、それについて芸能事務所が貢献された部分に係る収益の確保も考慮に入るとのことを書いております。

以上が契約期間関係というところでございます。

次は移籍・独立の妨害関係でございまして、こちらは右で移籍・独立した実演家に対する妨害についてということを書いております。

芸能事務所が様々な投資をして実演家を育てているので、実演家から独立や退所の希望があったときに、なかなか費用が回収し切れていないということで、慰留することもあるかと思えます。場合によっては、放送事業者に対して起用を見送るよう要請する趣旨の発言も、かつてはあったのではないかというお話を伺っております。

最近は直接的に起用を見送るよう要請するような話というのはないので

はないかと伺っておりますけれども、例えば円満退所でなかったことや、過去のトラブルを伝えられると放送事業者も躊躇する場合があると思えますので、そのような言動については御留意いただきたいということを書いております。

以上、移籍・独立の妨害関係というところでございます。

三つ目は実演家の権利・芸名関係というところでございます、芸名・グループ名の使用制限などについて書いております。

芸名・グループ名については、実態調査で伺った範囲ですと、最近では本名や昔から使われている芸名というのは、実演家の方が自由に使うことができるとのことでした。ただ、芸能事務所に所属している間に芸名を付された場合は、芸名について様々な投資がなされておりますので、冒頭申し上げた専属マネジメント契約の中で事務所所属中に付した芸名の権利関係は芸能事務所に帰属するというふうに規定される場合があるというふうに承知をしております。

ただ、口頭での契約の場合には、権利関係の帰属が曖昧になってしまい、退所する際に、そのような契約だと伝えられる場合もあるということです。そのため、もし芸名を芸能事務所に帰属させるということでありましたら、あらかじめ契約上明確に規定した上で十分に説明・協議していただきたいということを書いております。

2点目ですけれども、退所・独立する場合に、芸名は芸能事務所に帰属するとなっている場合ですと、権利の所在としては芸能事務所が持っているので、芸名を使わないよう求めることは可能です。ただ、今までの芸名を使わず、名前が変わってしまうと実演家の活動がなかなか難しいということもございますので、合理的な理由がないのであれば、芸名等の使用の制限を行わないでいただきたいとしております。様々な費用を投じていて、その費用を回収する必要があるということであれば、使用料の支払い等の代替的な手段も含めて合理的な手段を実演家と協議していただきたいということを書いております。

最後になりますが、放送事業者等やレコード会社が採るべき行動についてです。放送事業者等から実演家に出演を依頼する場合は、一般的には芸

能事務所を通じて依頼される場合が多いと承知しています。MC等継続して出演される場合は、出演前に契約書が交わされるケースがあると伺っております。しかし、1回のみ出演ですと、契約書が間に合わなくて口頭ベースで話が進んでしまい、その結果、後から出演料等が想定よりももらえないといった場合もあると伺っております。

そのようなことをお伺いしているわけですがけれども、出演前に全ての出演者との間で契約書を交わすということになると、かなりの件数になるところでございますので、こちらで書かせていただいておりますのは、放送事業者等から依頼するのであれば、業務の依頼時に可能な限り具体的な契約条件、報酬の金額、拘束期間などをメールや電子ファイルなどでも結構ですので、明示していただきたいということを書いております。

最後にレコード会社につきまして、右下の再録禁止条項を御紹介させていただければと思います。こちらはレコード会社と実演家との関係ですと、特定のレコード会社に、例えば、1年や2年の間専属的に所属をされて、そこで楽曲を出すという契約をされていると承知をしております。それが更新されて、有名な方であれば専属契約が何十年も続く場合があるとのことです。しかし、専属契約終了後に別のレコード会社へ移籍する、あるいは独立するときに、レコード会社との契約の中で、レコード会社に所属している間に出した曲については、移籍等した後、3年、あるいは長い場合ですと5年ぐらいは再び録音して出すことはできないと定められることが多いと承知しています。

分かりやすい御趣旨としては、例えばレコード会社を辞める直前ぐらいに出した曲であれば、それについて様々なプロモーション費用等をレコード会社が出されております。それにも関わらずほかのレコード会社に移籍、あるいは独立した後に同じ曲を録音して出されてしまうと、前のレコード会社で出されている楽曲の売上げに影響があるので制限するという趣旨だと理解しているところでございます。

ただ、冒頭申し上げたように、実演家がかなり長い間レコード会社に所属されることはあり得るところでございますが、これは契約次第ですがけれども、その間に出した曲の全てが再録禁止の対象となる場合がございます。

この場合、移籍等されて以降、3年ないし5年ぐらいは再び録音できないということになるので、そうすると昔の曲を新たに少し変えて出したいという場合に、それなりに強い制約になるのではないかとこのところでございます。

この再録禁止条項につきましても、合理的な範囲で投資を回収したり、あるいは収益を確保したりする目的ということでしたら、その範囲で必要な楽曲を再録禁止条項の対象として、必要かつ相当な期間を設定していただきたいということを書いております。

以上、レコード会社をお願いする内容でございます。

以上が指針の大まかな内容となります。、令和7年9月末に内閣官房と公正取引委員会の連名で指針を公表したところ、現在、内閣府、文化庁、総務省、経済産業省といった関係府省庁、あるいは関係事業者団体の御協力を得て指針の周知の徹底を図っているというところでございます。

また、こちらの指針に記載している行動に沿わないような行為をされ、その行為が独占禁止法上の要件に該当する場合は、独占禁止法に基づいて厳正に対処していくということをお示ししているところでございます。

私からは以上でございます。

○柳川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問・御意見について、御発言をお願いいたします。

まず事前登録リストにある野原会員、よろしくをお願いいたします。

○野原会員 ありがとうございます。野原です。

本題に直結したコメントというよりは、もう少し幅広い範囲で考えたときの環境整備についてコメントをさせていただきます。

先ほどの議題2のフリーランス法の関連もあるかと考えています。最近働き方が多様化しておりますところ、フリーランス法をベースとした枠組みだけでは、今回の芸能業界に限らず、実演家のような個人を取引先等の強い立場の方から守り、公正な市場競争を確保するという事はなかなか難しい状況だと思います。だからこそ、今回のような指針ができて、本当にすばらしい進捗だと思っています。

先ほどのフリーランス法の調査結果にもありましたけれども、本題の芸能業界以外にも、個別にこのような指針や個人に向けたガイドラインなどを整備することによって、就業環境、あるいは取引環境の整備をすることが必要な領域が多々あると感じます。

例えば一つ目は、先ほども議題2の方で出ておりましたけれども、オンラインゲームやアプリ開発等のクリエイターやサービス提供者に向けた議論。それから二つ目は漫画やアニメーションの出版業界と漫画業界との関係や、作家、クリエイターと編集プロダクションや出版社との関係。三つ目は美術・芸術家、あるいは伝統工芸の職人と、作品を飾った画廊、コレクターとの関係。職人でしたら、個人や工房と問屋組合との関係といったようなこともあるかと思います。そして、四つ目としては、スポーツ選手、あるいは整体・フィットネス等のインストラクターというようなスポーツ関連で頑張っておられる個人の方と、そこにできてきている新しい産業や取引を取り巻く環境の整備ということがあるかと思います。最後にもう一つ考えられるのは運送やデリバリーなどの関連の領域かと思います。これらはまだまだ検討領域があるということで挙げさせていただいたものでございます。これらの領域についても今回行われたような実態調査を行い、それぞれの業界の就業環境の整備や業界の成長に向けた環境の整備ということで、取引の適正化等についての個別の指針を出す必要があるのではないかと思います。

フリーランス法はまだできたばかりで、まだまだこれからより重要になっていくと思いますけれども、そこを入口にして、個々の領域にフォーカスした形での環境整備というか、指針等の策定が必要かと思います。本件に対する直接の質問ではありませんが、本件はそのための手本になるのではないかとも思い、是非頑張ってくださいたく発言をさせていただきました。

以上です。

○柳川会長 ありがとうございます。

事前登録されていらっしゃる方は以上になりますけれども、そのほか御発言・御質問・御意見いかがでしょうか。

吉田会員、お願いいたします。

○吉田会員 ありがとうございます。東洋大学の吉田でございます。

以前も似たような質問をさせていただきましたが、このような芸能関係とか、あとスポーツ関係もそうだと思いますが、芸能事務所が実演家を育成するということが多分大きなポイントになるのだと思います。育成のコストを事務所が負担しており、そのために独立の妨害や、契約期間が長くなることや、競業避止義務などが起きるのかなと思います。そのため、先ほどお話しいただいたとおり、個別の様々な業界によって違うということではありますが、スポーツと音楽というのは、このように育成をするところが他の業界と比べて少し特殊な部分があるのかなと考えております。

それから、育成について質問がございます。芸能事務所が様々なコストを分担するという点について、少し感じたのですが、例えば7ページのレコード会社について、これは例ですけれども、再録禁止条項の2行目に「合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保という目的のために必要な楽曲についてのみ再録禁止条項の対象とし」と記載されています。これは恐らくレコード会社も一緒になって楽曲を作り上げたのだから、ほかの形で同じ曲を再録されては困るということだと思いますが、「合理的な」というのはどのように示せるのかという、何か基準のようなものはあるのか、あるいはこれから出す予定なのかというところが1点、お聞きしたいです。

もう一つは、5ページのところに芸名のことがありますが、これは個人的に非常に前から疑問に思っていた、理不尽だなと思っていたところです。先ほど、芸名が本名の場合は使わせてあげるのが当たり前で、本名である芸名の使用について制約を設けないでいただきたいということですが、かつて本名が使えなくなってしまった芸能人の方もおられるかなと思いますが、これからはそういった本名については制限されないという理解でよろしいでしょうか。

名前というのは非常にその方のアイデンティティに関わるものです。芸名・グループ名の使用制限の二つ目について、合理的な理由には様々なケ

一があるかと思いますが、「合理的な理由がない限りは芸名等の使用の制限を行わない」ということであれば非常に分かりやすいのですが、一つ目の「芸能事務所に権利が帰属する」というのはどういうケースなのかをお聞きしたいなと思います。

すみません、質問は2点です。

○柳川会長 それでは、お二方の御発言・御質問に対してお答えいただけますでしょうか。

○片岡取引調査室長 ありがとうございます。まず、野原会員から御質問していただいた点ですけれども、非常に多岐にわたる分野について御指摘を頂戴したので、一步一步検討していくということかなと思います。令和6年は音楽・放送番組の分野で実態調査を行っており、令和7年9月末にその分野において指針を公表したところでございます。そして、これに続くものとしたしまして、令和7年の初めから映画・アニメの分野での実態調査というのも開始しております。令和7年秋頃めどに調査結果の公表を予定しております。映画・アニメの分野について、まずは実態調査報告書を出し、さらに実態調査報告書を踏まえて指針を作成するということが令和7年の成長戦略でも定めていただいているところでございます。様々な分野を挙げていただいたところ、まずは、映画とアニメの分野については、現在正に実態調査をさせていただいており、いずれ指針を出す方向で取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

2点目の吉田会員からの御質問についてでございますが、まずスポーツと音楽は育成に結構コストをかけるので、他の業界と少し異なるというところは正におっしゃるとおりかと思えます。ただ今回、音楽、放送番組の分野の方と様々な議論をしていると、スポーツと音楽・放送との間でも少し異なるのではないかなという議論も伺いました。スポーツは釈迦に説法かもしれませんが、プロリーグがあれば、比較的同じような方の間で議論されるのかと思えます。他方で、芸能であれば、大手プロダクションもあれば、小さい事務所もあるうえに、様々なジャンルもあるので、移籍を禁止する契約があればよいのではないかなといったお考えもあれば、そうではないというお考えもあるかと思えますし、そのような差もあって難し

い面もあるのではないかというふうにお伺いしているところでございます。

御質問の合理的な範囲について、定義が難しいというのは御指摘のとおりでございます。レコード会社の方に御指摘を頂いているので、様々な議論をした中での御参考になりそうなことを少し披露させていただきます。レコード会社からすると、様々なプロモーションも行っていますし、かつては契約金などを出したりとか、様々なイベントを開催したりとかするなどして、歌手自身についての様々なプロモーションにも貢献されているといったお話もあるようです。実演家の側からすると、かつてはCDが大分売れたので、契約金を多く支払っていただくなど、かなり貢献していた部分もあるのかもしれませんが。しかし、最近はそのような点が少し減ってきているのではないかという側面もあり、かつ実演家の方が個人でパソコンを用いて楽曲を作り、すぐ世に出していくといった状況の変化もあるとのこと。全体の傾向としてはそのようなところもあり、個々の事情に合わせて、御議論いただかざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

5ページにあります、芸能事務所の方の芸名を事務所に帰属させるというのはどういう場合なのかという点について、私どもで承知をしているのは、契約書において芸能事務所に所属している間に付けた芸名に関する権利は芸能事務所に帰属するとされている場合があります。そういう場合ですと、例えば商標登録の費用なども芸能事務所が出しており、例えばSNSの管理ですとか、あるいは芸名の不正な使用があったときに、それに対する対応など、様々なことを芸能事務所がしている場合もあると承知をしているところでございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

そのほか何か御質問・御意見いかがでしょうか。

どうぞ。

○木村会員 木村です。

芸能事務所と契約をする実演家の方というのは、様々な方がいらっしゃると思いますが、若くて社会的経験が余りない方もいらっしゃるかと思えます。また、お子さんの場合でしたら保護者の方が契約なさると思うの

ですけれども、その保護者の方が必ずしも様々なことを分かっているとは限らないと思います。

そのため、7ページにありましたように、きちんと書面化をすることは大変有意義なことだと思います。一方で、この場合の書面化というのは書面を取り交わすものなのか、それとも、ただ条件を提示するというものなのかということが分からなかったのでお伺いしたいです。

もう一点は、意見というよりも要望ですけれども、是非周知をきちんとしていただいて、適切に運用されるようにしていただければと思います。

以上です。

○柳川会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。芸能事務所等々は世間の関心も随分高いところがございますし、その面では指針の役割というのが、非常に知っていただく大きなポイントというか、事例にもなると思います。カルチャーを変えていく話でもあるので、そう簡単には変わらない部分は随分あるというふうには思いますので、その面では、これも御質問というよりはコメントですけれども、周知徹底していただくと同時に、実態に合わせて、少しずつまた指針の内容を見直していくということも必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山下会員、よろしく願いいたします。

○山下会員 タイミングが遅くなってすみません。今、映画とアニメの調査をされているということですので、恐らくそちらの射程に入っていると思いますが、制作委員会方式について一度整理していただけるといいかなと思います。

恐らく様々な案件が詰まっているかと思います。優越的地位の濫用問題もありますし、権利関係というのが曖昧であるという問題もございます。あとは、そもそもどんな権利が誰にあるのかという法解釈の問題も多分ありますし、入札談合の問題も多分含まれていて、意外と様々な問題があると思いますので、是非一度整理していただけるといいと思います。よろしく願いします。

○柳川会長 どうぞ、御発言をお願いいたします。

○片岡取引調査室長 木村会員から御指摘いただきました芸能事務所と実演家の関係については、実態調査報告書において、口頭での契約が3割程度あるとい

う事実がありました。その場合、退所・独立する際に初めて契約内容が明らかになり、トラブルになることもあるとお伺いしているところでございます。そのため、契約内容については明確にして、契約書面で行っていただくことが必要だと考えております。

また、特に若年の実演家との契約締結時には、重要な事項について、保護者の方も一緒にいらっしゃることは多いと思いますが、十分に御説明いただいた上で契約していただきたいということを書かせていただいているというところでございます。

あと周知について会長からも御指摘いただきましたけれども、関係省庁を含め、関係する団体が百以上ありまして、芸能事務所や放送事業者だけではなくて、実演家サイドの団体にも御協力を頂戴しているところでございます。そのようなところを通じて周知徹底を頑張っていきたいと考えております。

山下会員からの御質問で、映画・アニメの実態調査につきまして、現在正にヒアリングやアンケートなどを行っているところですが、御指摘いただいたとおり、制作委員会方式が最近ではかなり一般的な方式になっているところでございます。そこについては制作委員会の方からも制作会社の方からも様々な御意見を頂戴しているところでございまして、様々な実態や御意見を踏まえて、検討しているところでございます。

以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間もまいりましたので、本日の議論はここまでにさせていただきます。

それで、先ほど冒頭、音声に不都合がございましたので、大胡局長から、佐藤新会員の御紹介をさせていただければと思います。

○大胡経済取引局長 新しく会員に御就任いただいた佐藤郁美弁護士、つながってましたらお願いいたします。

○佐藤会員 佐藤郁美と申します。弁護士をしております。今日初めて参加させていただきまして、非常に勉強になりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○柳川会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に茶谷委員長から御発言を頂きたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○茶谷委員長 今日はお忙しい中お集まりいただいて、また貴重な意見を多々頂きまして、ありがとうございます。

最初の方でデジタルプラットフォーマーの話が出てきましたが、来月18日にスマホ新法が施行されます。これは日本で初めての事前規制型の法律でして、きちんと適正に運用していくべく、現在鋭意準備中でございます。デジタル分野ではスマホ新法による事前規制型の対応に限らず、Google LLCに対しては事後規制としての独占禁止法で対応しました。このような案件の処理には非常に労力がかかるものになりますが、他にも端緒がでてまいりましたら、適正に執行していきたいと思います。また、デジタルプラットフォーマーは世界的な企業ですので、ヨーロッパやアメリカでも同じような問題が起きており、各国の競争当局間の協力が非常に重要になっております。この業界は、非常に日進月歩の世界でして、令和7年10月上旬にカナダのオタワで開催されたG7の競争当局会合では、「アルゴリズムとカルテル」がテーマとされましたが、そのような技術進歩に我々自身が追いついていく必要がありますし、AIがますます生活の中に入り込んでいることについてもどのように対応していくかということも我々に課せられた大きな課題でございます。

他方、令和8年1月1日からは取適法が施行されます。サプライチェーン全体での価格転嫁をどうしていくかということは、それによって中小企業の賃上げの原資を確保して、日本経済最大の課題の一つである実質賃金をプラスにしていくという我々に課せられた大きな課題を解決するための重要な手法だと思っておりますので、これも公正取引委員会を挙げて頑張りたいと思います。

それ以外に、フリーランスや、芸能・映画・アニメ分野における取引適正化、あるいは談合やカルテルへの対処、それから企業結合審査と多々仕事がございます。柳川会長がおっしゃったように、質・量とも公正取引委員会の体制を強化していくということは大きな課題でして、現在、定員が

957名の組織ですが、毎年数十名ずつ増えてきています。これほどの勢いで増えている組織は霞が関でほかに余りないと思いますが、実はそれだけ増えていきますと、徐々にこのビルに入り切れなくなって、12月の半ばから約1か月かけて、虎の門病院の横にある新しいビルに転居する予定でございます。ただ実はこの勢いで増えていくと、いずれまた新しい庁舎にも入り切らなくなります。そこをどうしようかということも大きな課題ではございますが、いずれにしても、体制を強化していく分、さらに我々もきちんとそれに見合った仕事をしていく必要があるものですから、是非またこういう機会に貴重な御意見を賜りたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

それ以外に、フリーランスや、芸能・映画・アニメ、あるいは談合やカルテル、それから企業結合と多々仕事がございます。柳川会長がおっしゃったように、質・量とも公正取引委員会の体制を強化していくというのは大きな課題でして、現在、定員が957名の組織ですが、毎年数十名ずつ増えてきています。これほどの勢いで増えている組織は霞が関でほかに余りないと思いますが、実はそれだけ増えていきますと、徐々にこのビルに入り切れなくなって、12月の半ばから約1か月かけて、虎の門病院の横にある新しいビルに転居する予定でございます。ただ、実はそこもその勢いで増えていくと、いずれまた入り切らなくなります。そこをどうしようかというのも大きな課題ではございますが、いずれにしても、体制を強化していく分、さらに我々もきちんとそれに見合った仕事をしていく必要があるものですから、是非またこういう機会に貴重な御意見を賜りたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

○柳川会長 どうもありがとうございました。それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。

次回会合については来年の2月から3月の開催を予定しております。近日中に事務局から日程調整の御連絡を差し上げると思いますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

先ほどのお話を伺っていると、次回は虎ノ門とのことですので、間違えないようにしないといけないなと思います。

それでは、本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。以上でございます。どうもありがとうございました。